

令和6年4月1日

保護者 様

幼保連携型認定こども園
にし こまの森

『意見・要望等解決窓口』の設置について

にし こまの森では、園内での園児の権利を擁護するため、園児が不当に扱われることがないように、保護者からの意見・要望に適切に対応する体制を整えることとしました。

にし こまの森における【意見・要望等解決責任者】・【意見・要望等受付担当者】及び【第三者委員】を下記により設置し、園児が不当に扱われた場合の解決に努めることとしましたので、お知らせします。

記

1. 【意見・要望等解決責任者】 酒井三奈子 (にし こまの森 園長)
2. 【意見・要望等受付担当者】 原 ひとみ (にし こまの森 主幹保育教諭)
3. 【第三者委員】 (1) 小川 弘美 (主任児童委員) (連絡先84-0518)
(2) 松原 睦子 (主任児童委員) (連絡先66-0507)

4. 意見・要望等解決の方法

(1) 意見・要望等の受付

意見・要望等は書面等により【受付担当者】が随時受け付けます。

なお、【第三者委員】に直接申し出ることもできます。

(2) 意見・要望等受付の報告・確認

【受付担当者】が受け付けた意見・要望等を【解決責任者】に報告します。

(【相談者】が【第三者委員】への報告を希望した場合は【第三者委員】にも報告します。)

(3) 意見・要望等解決のための話し合い

【解決責任者】は、【相談者】と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際【相談者】は【第三者委員】の助言や立会いを求めることができます。

なお、【第三者委員】の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による意見・要望内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認